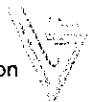


日本医師会電子認証センター 「医師資格証」について

～概要と全会員取得を目指して～

平成26年11月27日 第2回各医師会長連絡協議会
公益社団法人福岡県医師会

Fukuoka medical association



1

-
- 平成26年5月29日 県医師会第7回全理事会
地域受付審査局の設置を承認
 - 平成26年10月27日
地域受付審査局（LRA）の設置完了

Fukuoka medical association



2

スライドの内容

1. 日医認証局発足の経緯と意義
2. 医師資格証の使い方と発行方法
3. 郡市区医師会・都道府県医師会の今後の流れ

Fukuoka medical association



3

Fukuoka medical association



1. 日医認証局発足の経緯と意義



1. 日医認証局発足の経緯と意義

1-1 国策における日医認証局の位置付け

2001年12月 厚生労働省「保健医療分野の情報化に向けてのグランドデザイン」

→「医療情報システムを用いて検査や処方などを行う際に、医師等の資格確認を電子的に行うシステム」と説明

2003年6月 厚生労働省「医療情報ネットワーク基盤検討会」

2004年9月 同検討会答申

→「医療従事者が勤務する医療現場において電子化による効果を最大限に発揮させながら運用するための仕組みとして、署名自体に公的資格の確認機能を有する保健医療福祉分野の公開鍵基盤（ヘルスケアPKI；HPKI：Health Public Key Infrastructure）の整備を目指していくことが必要である」と提言

2006年4月 同検討会「証明書ポリシ」策定

→ HPKIを運営しようとする認証局が共通に準拠すべき基準

2007年3月 HPKI専門家会議

→ HPKI認証局証明書ポリシ準拠性監査報告書様式を定める

→ この会議の中で、実証フェーズにおける個別認証局として、日医認証局、MEDIS認証局への協力依頼が決定

1. 日医認証局発足の経緯と意義



1-2 日医認証局の位置付け（日医の動向）

年代	日医の動向
2001年4月	第104回定例代議委員会が愛媛県医師会の久野代議員(当時)から認証サービスについての質問。系氏副会長(当時)が日医総研に調査を命じている旨回答。
5月	医療分野情報ネットワーク構築に向けての基礎研究－日本医師会認証局の提言－(総研ワーキングペーパーNo.68)取りまとめ、公表。
9月	日医認証局の構築に向けて、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、ファルコンシステムズの3社で認証局に関するコンベン実施。NTT東日本と共同で構築に決定。
11月	第107回臨時代議委員会、再度、愛媛県医師会の久野代議員(当時)から認証局についての質問。西島常任理事(当時)が、日レセ端末専用認証局を12月目処、医療分野認証局の実証実験を3月目処に実施する旨回答。
2003年2月	記者会見を行い、日レセ端末専用認証局のサービス提供開始をアナウンス。(4日)2003年度第2回都道府県医師会情報システム担当理事連絡協議会において、医療分野認証局の実証実験を行うことを依頼し、参加協力を求める。(13日)
4～6月	NTT東日本と共同で医療分野認証局の実証実験実施。
8月	実証実験結果を踏まえて、医師個人向けの電子署名用認証局の開発開始。(第1期開発)
2004年1月	第2期開発として、日医会員への電子認証付きICカード発行方法の検討開始。日医会員証にクレジットカードおよび電子認証の機能を付加するとして、2004年4月から認証局サービス提供開始予定で準備開始。
3月	第36回常任理事会で「日医IT化についての事業報告：日医会員ICカードの件」として日医会員証にクレジットカードおよび電子認証の機能を付加することを報告。
6月	日医認証局のあり方について審議し、クレジットカード機能との連携は中止。日医認証局は継続決定。新第2期開発計画として2005年3月までの開発計画承認。

年代	日医の動向
2005年5月	日医総研報告書「保健医療福祉分野における公開鍵認証基盤のあり方について～日医認証局の現状報告および公開鍵認証基盤の将来展望～」公表。
6月	報告書を踏まえ、第9回常任理事会で日医認証局の第3期開発計画了承。併せて実証実験実施も了承。
8月	6月の常任理事会を踏まえ、実証実験協力ベンダを企画提案型公募で募集。3社（三菱電機、日本IBM、富士ゼロックス）の中から三菱電機を選定。
12月	岐阜、京都で実証実験開始。
2006年8月	第13回常任理事会において認証局事業の継続確認。実証実験の継続、厚労省からの協力依頼対応等について了承。
2007年6月	第7回常任理事会で2007年度計画について了承。本稼働に向けて準備を開始。審査体制の強化のために業務の一部外部委託による実施が決定。
12月	第25回常任理事会でICカード発行等の業務委託事業者の公募結果報告。外部委託事業者決定。
2008年	本稼働に向けて、開発、外部委託準備等を実施。
2009年1月	日医事業計画の一環で、改めて日医認証局の継続について常任理事間で協議。経費削減の上、継続することを決定し、機関決定のため常任理事会に諮ることを決定。
2月	第32回常任理事会で日医認証局は継続して行くことを機関決定。ただし、経費削減を図ることとして、認証局機能を外部に委託することも併せて決定。
4月	厚生労働省ルート認証局と相互接続開始。HPKIとして運用開始。
2010年7月	日医IT委員会に「認証局の稼働について」諮問。

平成22・23年度 日医医療IT委員会答申より

7

1. 日医認証局発足の経緯と意義

1-3 医師資格の証明問題

「医師免許証」は透かしの入った紙の免許証で、氏名・本籍・医籍が記されているものの顔写真はなし。

結果…コピーを悪用した「なりすまし医師」「二重医者」が後をたたない。

厚生労働省の医師等資格確認システムでも氏名による医籍登録確認しかできないのが現状。

東日本大震災でも「なりすまし医師」が活動を行った事件や、看護師が、カルテを不正閲覧する事件など、「国家資格」の証明をする手段による問題があとを絶たない。

8

1. 日医認証局発足の経緯と意義

1-4 電子認証センターの設置趣旨

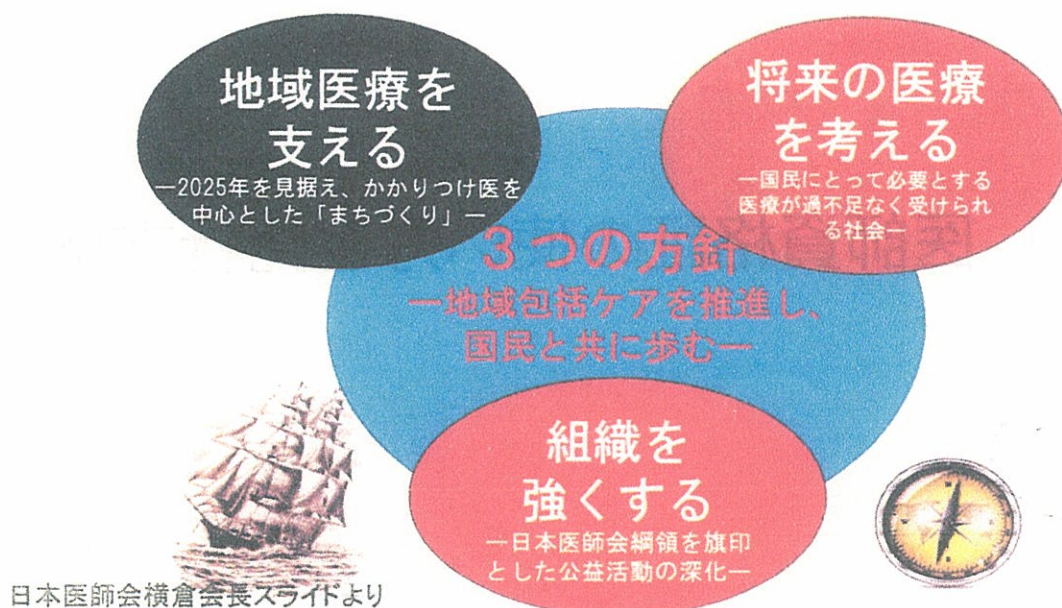
- 急速に情報技術（IT）の進展が進む現在、保健医療福祉分野におけるIT化の進展も例外ではありません。ITを用いて医療に関わる情報の連携をし、国民に対しても自身の健康情報を提供することで、医療者の負担軽減、国民の医療に対する満足度向上、医療の質の向上を図るなどが目指されています。
- 一方で、ITの持つ特性から、ネットワーク回線を用いた非対面での情報のやり取り、医療に関わる電子文書の信ぴょう性の確保など、セキュリティや個人情報保護の面から拙速なIT化に対する懸念の声も挙がっています。更には、現実の世界においても「なりすまし医師」が社会問題になるなど、医療を支える資格制度という基盤への懸念も出てきています。
- これらの状況に対し、国やIT産業界は様々な施策やサービス提供を進めていますが、日本医師会は従前から、ITにおける『光と影』、また、日本における医師を代表する団体として、安全・安心な保健医療福祉の環境を整備すべく取り組みを進めてきました。
- そこで、その最も基盤となる保健医療福祉分野の国家資格を、ITの世界や現実の世界の上で証明する機関として『日本医師会電子認証センター』を日本医師会の内部付属機関として設置します。本センターは、国や企業の干渉を受けない日本医師会の自律的な機能として、医師の資格を証明する事業とセキュリティを確保した医療IT基盤の整備事業を実施します。

Fukuoka medical association

9

1. 日医認証局発足の経緯と意義

1-5 横倉執行部の方針



Fukuoka medical association

10

1. 日医認証局発足の経緯と意義

1-6 発足

日本医師会電子認証センター

日本医師会電子認証センター

国や企業の干渉を受けない日本医師会の自律的な機能として、医師の資格を証明する事業とセキュリティを確保した医療IT基盤の整備事業を実施する。

医師資格証

時に発生する、なりすまし医師等への対策として、電子認証センターにおいて医師資格証を発行している。医師資格証を活用することで、IT世界においても現実世界においても、医師であることを証明することができる。

例えば講習・研修会の出欠管理など、医師資格証が利用可能となるシステム開発・提供を進め、医師資格証を使う機会を増やしていく。

さらに、IT以外でも利用できる機会を提供していくことで、多くの会員に活用してもらい、また、非会員にも魅力を示すことで、医師会への入会のきっかけとしていく。

日本医師会横倉会長スライドより



546枚(人)発行
(平成26年11月1日現在)

2. 医師資格証の使い方と発行方法

2. 医師資格証の使い方と発行方法

2-1 医師資格証の使い方



1. 身分証としての活用

＝異動や災害時の資格証明

顔写真を貼付したことで、身分証としての活用が可能となった。

医師会等の内部的には既に身分証として活用することは可能だが、今後、例えば緊急災害時（JMAT活動等）や交通機関で急病人対応のような時に提示して、医師資格保有者であることを証明できるようなカードとして使えるように、また、平時でも各医療機関の採用時における資格確認に利用できるよう、各行政機関に働きかけや関係団体に協力の依頼を行う予定。

2. オフラインでの活用

＝生涯教育等の出席・単位管理

非接触タイプのカードの特性を生かして、セミナーや講習会時にお財布携帯のようなイメージで、カードを読み取り機にかざすだけで出席の管理ができるような仕組みを構築する。

3. オンラインでの活用

＝医療連携（とびうめネット）・カルテの電子保存

これまでの日医認証局の取り組みである、IT世界での「署名」と「認証（通行証）」を更に啓発・普及をする。

Fukuoka medical association

13

医師資格証 出欠管理システム (オフライン版)

受付セッション情報 2014年11月11日

セッション名 第2回各医師会長連絡協議会

開催日時 2014/11/27 17:00

受付区分 開始時受付

受付するセッションを該定後に

受付を開始してください。

受付中

2014年11月11日

14:19:30

日本医師会

電子認証センター

Japan Medical Association

Certificate Authority

ICカードを
タッチしてください。
(1秒以上)

Fukuoka medical association

14

2. 医師資格証の使い方と発行方法

2-3 医師資格証取得に必要な申請書類

原本提出

発行申請書
(写真付・自署)

住民票

原本提示

医師免許証

身分証
(パスポート・免許証等)

申請書類は、HPKI認証を行う上で厚労省が定めるルールに則っているため省略はできない。

Fukuoka medical association



17

2. 医師資格証の使い方と発行方法

2-4 郡市区医師会での手続き

Fukuoka medical association



① 申請

- ・申請する医師は所属する医師会に申請する

② 事前審査

※認印

- ・申請書類(発行申請書・医師免許証原本・**身 4点セット** 票の写し)の受け取り
- ・申請書に不備がないか、**事前審査確認書**で確認
- ・姓名の確認(申請者、申請書類)
- ・顔写真と申請者を見て本人であることを確認
- ・申請手続き説明
- ・(旧姓使用を希望するか確認)→希望の場合**戸籍謄(抄) 本**が必要

郡市区医師会での審査は、この事前審査で完了。
申請書類は、都道府県医師会へ**郵送**または**持参**して本審査となる。

18

事前審査確認書(新規申請)

備考: ☐ 確認(✓)必須事項 ☐ 選択確認(○)事項

提出/確認事項	発行申請書	住民票	身分証明書	医師免許証
提出/確認事項	☐ 所定様式である ☐ 氏名の自署あり	☐ 原本で提出がない ☐ 発行から3か月以内	☐ 原本で提出がない ☐ 有効期限内 ☐ 顔写真で本人確認 ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ 住民基本台帳(マイナンバー) ☐ 有効期限内のマイナンバーカード	☐ 原本である ☐ 有効期限内がない ☐ 違かたに開封がない ☐ 医師免許証の記載事項に正確あり ☐ 医師免許証の記載事項に正確あり、医師のサインも取得
確認した身分証				
コピーの取得			☐ 取得した	☐ 取得した

医師資格証発行申請書(新規申請)	発行申請書	住民票	身分証明書	医師免許証
①申請区分	☐ 新規に記載あり ☐ 記載あり			
②氏名(フリガナ)	☐ 記載あり			
③氏名(漢字)	☐ 記載あり	☐ 発行申請書と一致 ☐ 不一致を、漢字・西字と併記するものを使用 ☐ 通称名を使用	☐ 発行申請書と一致 ☐ 不一致を、漢字・西字と併記するものを使用 ☐ 通称名を使用	☐ 発行申請書と一致 ☐ 不一致を、漢字・西字と併記するものを使用
④生年月日	☐ 記載あり	☐ 発行申請書と一致	☐ 発行申請書と一致	☐ 発行申請書と一致
⑤性別	☐ 記載あり	☐ 発行申請書と一致	☐ 発行申請書と一致	☐ 発行申請書と一致
⑥住所	☐ 記載あり	☐ 発行申請書と一致	☐ 発行申請書と一致	☐ 発行申請書と一致
⑦電話番号	☐ 記載あり			
⑧医師資格年月日	☐ 記載あり			
⑨資格会員区分記載	☐ 記載あり			
⑩資格会員区分	☐ 記載あり			
⑪増設番号	☐ 記載あり			
⑫顔写真	☐ 申請者本人である	☐ 申請者本人である		
⑬写真貼付	☐ 名刺記載あり ☐ 住所記載あり ☐ 電話番号記載あり ☐ 設立年月記載あり ☐ 種別記載あり			
⑭医師資格証の送り先	☐ 記載あり	☐ 住所選択あり ☐ その他住所記載あり		

以下のいずれかに
☐ すべての項目の確認完了 ☐ 不備事項があるが、LRA審査に移す

申請者氏名 (LRA担当者が記載)

日付 年 月 日

(氏名自署) LRA担当

Fukuoka medical association



郡市区医師会

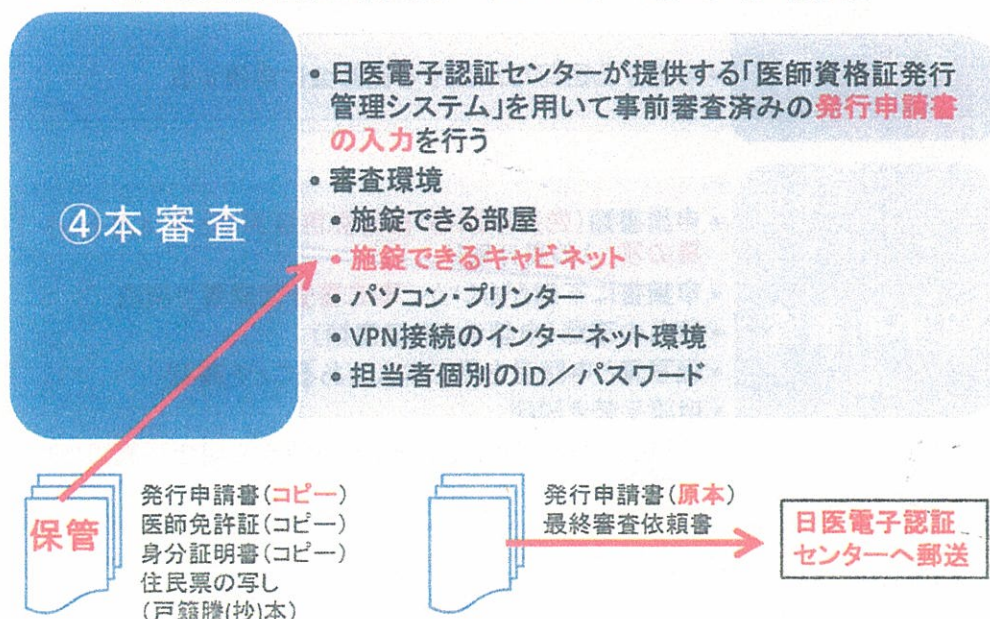


都道府県医師会

19

2. 医師資格証の使い方と発行方法 Fukuoka medical association

2-5 都道府県医師会 (LRA) での手続き



20

2. 医師資格証の使い方と発行方法

2-6 会費と支払方法

① 年会費

日医会員（A.B.C）…5,000円（税別）日医非会員…10,000円（税別）

② 年間会費の期間

医師資格証の発行月から1年間を1期とし、以降1期毎に自動継続

③ 納入方法

1期毎に口座振替。※初期発行時に口座振替依頼書が届く。

福岡県医師会員の年会費は、県医師会で負担

※ただし、日医への口座振替依頼書の提出は必須。
Fukuoka medical association 21

2. 医師資格証の使い方と発行方法

2-7 更新手続きについて

① 新規発行から2年ごと

医師資格証の有効期限は6年です。ただし、ICチップに格納されている電子証明書の情報の有効期限は2年です。2年ごとの電子証明書の更新はオンラインで実施できるように整備する予定。

② 新規発行から6年ごと

6年後のカード自体の更新時は、対面による更新は新規発行と同様に対面審査で更新申請を想定しています。また、オンラインで更新できるように整備する予定。

3. 郡市区医師会・都道府県医師会の今後の流れ

23

3. 郡市区医師会・都道府県医師会の今後の流れ 3-1 郡市区医師会の手続き

①各医師会担当理事者会開催

②郡市区医師会LRA担当者任命



郡市区医師会長

県医師会長

実際に対面審査を行うものを決定し、「郡市区医師会LRA担当者任命届」を提出頂く。

③各医師会役員の申請手続き

都市区医師会LRA担当者任命届

No.		氏名	年齢・性別	所属会派
1	候補 男性	菅原 清		
2	候補 男性	菅原 清		
3	候補 男性	菅原 清		
4	候補 男性	菅原 清		
5	候補 男性	菅原 清		
6	候補 男性	菅原 清		
7	候補 男性	菅原 清		
8	候補 男性	菅原 清		

郡市区医師会



都道府県医師会

Fukuoka medical association



25

3. 郡市区医師会・都道府県医師会の今後の流れ

3-2 県医師会の今後の手続きについて（予定）

10月27日 福岡県医師会LRA設置

11月 各医師会長連絡協議会において説明

1月 各医師会担当理事者会開催（職員含む）

1月 公益事業として県へ認定申請

2月 郡市区医師会LRA担当者の任命届受付・提出

4月 申請受付開始

4月 会員への広報（パンフレット・医報等）

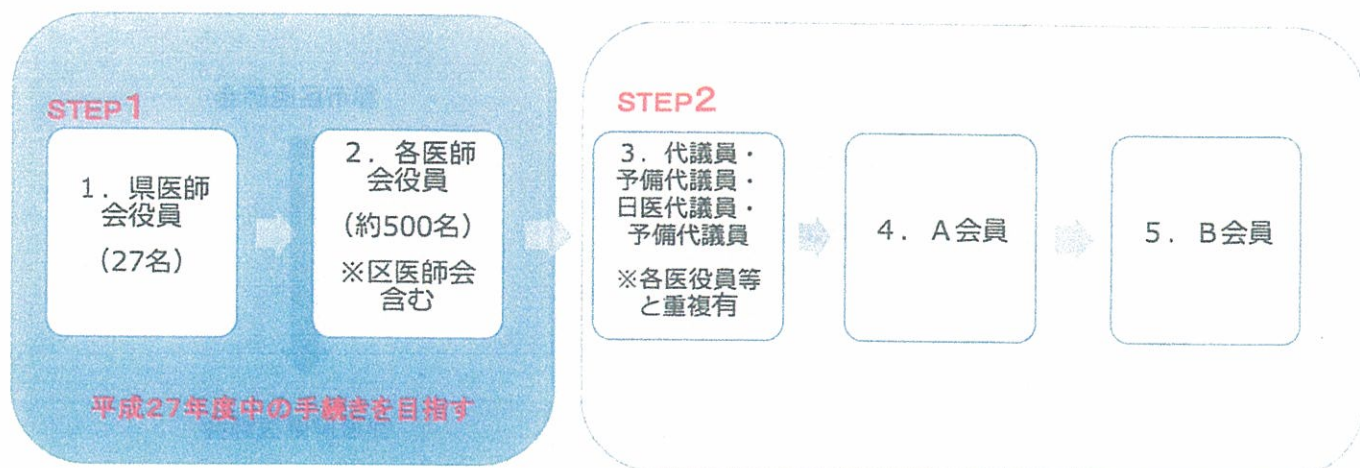
Fukuoka medical association



26

3. 郡市区医師会・都道府県医師会の今後の流れ

3-3 取得目標について



同時に一般会員への広報を行う。
(医報・HPへの掲載、パンフレットの配布等)

Fukuoka medical association



27

3. 郡市区医師会・都道府県医師会の今後の流れ

3-4 普及・申請促進にむけて（まとめ）

日本医師会

公的位置づけとしての確立に向けて国へ働きかけを行う。

福岡県医師会ができること

- ・県・郡市区の役員が資格証を手にしてPRを行う。
- ・日医同様、救急・災害時等を含む公的位置づけの確立にむけて行政へ働きかけを行う。
- ・生涯教育等の出欠管理、とびうめネットなどの連携システムの開発を行う。

郡市区医師会ができること

- ・既存会員への取得促進を行う。
- ・新規会員への働きかけ。（強制取得制とするなど）

全会員が取得することで医師資格証の効力を高める。



28

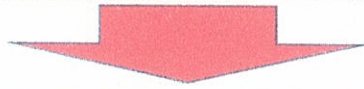
日本医師会会員情報システムの再構築

都道府県医師会との相互利用

都道府県医師会、地域医師会と会員情報を共有し、相互利用できるようにすることにより、医師会入会手続き等の簡素化を図る。

会員情報の一元化

会員情報(所属都道府県医師会・郡市区等医師会の情報)、日本医師会認定産業医、日本医師会認定スポーツ医、日本医師会生涯教育制度(単位・CC)等の日本医師会内の会員情報を一元化する。



現在の会員情報システムを使用して、平成26年度中に複数の都道府県医師会でのトライアルに向け、費用、提供する個人情報等を検討中。
都道府県医師会でのトライアル後、仕様を確定し、会員情報システムを再構築のうえ、平成27年度より運用を開始することを目指す。